

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

平成31年2月19日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務
- (2) 委託業務の内容 本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成31年3月29日まで

2 資格要件

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、大分類「15 広告・出版・催物」、小分類「1 広告代理」に登録されている者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法

企画提案書の提出者による書類審査を実施し、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において、下記（3）の評価基準に基づき総合的に審査を行う。

(2) 結果の通知

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(4) 企画提案を特定するための評価項目

審査項目	審査基準
①コンセプト	・明確なコンセプトによる企画提案か。 ・事業趣旨を理解し企画に反映させているか。
②デザイン	・インパクト及び訴求性のある内容か。 ・誘客促進に結びつく内容か。
③イメージアップ効果	・茨城のイメージアップが図れるような企画・構成内容となっているか。
④価格	・見積限度額の範囲内か。 ・他社と比較して廉価な提案がなされているか。

4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
(茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ内)
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
電 話 029-301-3622 (直通)
F A X 029-301-3629

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

平成31年2月19日(火)から平成31年3月4日(月)までの午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

イ 交付場所

上記(1)の担当課に同じ。

ウ 交付方法

上記イにおいて直接交付又は下記URLからのダウンロードできる。

URL <http://www.ibarakiguide.jp/>

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の受付窓口事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 平成31年3月4日(月)午後5時必着

イ 提出先 上記(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法 持参又は送付(送付記録が残るもの)に限る。

5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他詳細については説明書による。

本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務の公募に係る説明書

平成31年2月19日に公告した標記委託業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務
- (2) 委託業務の目的 早春～春の観光シーズンにおいて、SNSや検索エンジンなどの広告スペースを活用し、本県の「絶景」をテーマとした観光PRを行うことで、本県への観光誘客を図る。
- (3) 委託業務の内容 本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から平成31年3月29日まで
- (5) 見積限度額 1,274,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内
なお、この金額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、大分類「15 広告・出版・催物」小分類「1 広告代理」に登録されている者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 企画提案書の提出手続き

- (1) 担当部局 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
(茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ内)
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
電話029-301-3622（直通）
FAX029-301-3629

(2) 提出書類及び提出部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

- ①企画提案提出書（様式第1号）1部
- ②企画提案書
 - ・1冊の資料としてまとめ、無記名のものを5部、社名を記載したものを1部提出すること。
 - ・サイズは、A4判とすること。
- ③見積書（任意様式）1部
※費目ごとに区分し、積算根拠が明確なもの。
- ④資格要件に係る申立書（様式第2号）1部
- ⑤会社概要（パンフレット等）1部

- (3) 提出期限 平成31年3月4日(月)午後5時必着
- (4) 提出方法 持参又は送付(送付記録が残るもの)に限る。
- (5) 提出先 上記(1)の担当課に同じ。

4 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法

企画提案書による書類審査を実施し、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において、下記(3)の評価基準に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。

(2) 結果の通知

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(3) 企画提案を特定するための評価項目

審査項目	審査基準
①コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・明確なコンセプトによる企画提案か。 ・事業趣旨を理解し企画に反映させているか。
②デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・インパクト及び訴求性のある内容か。 ・誘客促進に結びつく内容か。
③イメージアップ効果	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城のイメージアップが図れるような企画・構成内容となっているか。
④価格	<ul style="list-style-type: none"> ・伺い額の範囲内か。 ・他社と比較して廉価な提案がなされているか。

5 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、平成31年3月1日(金)午後5時まで、担当課へのFAX(様式任意)にて受け付ける。

なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

6 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属する。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。

(様式1号)

企 画 提 案 提 出 書

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印

印

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名印 印

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する「本県への観光誘客促進に係る観光情報発信業務」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、大分類「15 広告・出版・催物」小分類「4 印刷物」に登録されている者であること。

物品調達等競争入札参加有資格者登録番号 No. _____

- 2 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。